

平成 27 年 2 月 26 日
海事局 検査測度課
海洋・環境政策課

液体水素ばら積み船の安全基準に関する豪州政府との第 2 回協議結果について

豪州で液体水素を製造し我が国に大量輸送するプロジェクトが計画されているところ、海事局では「液体水素ばら積み船」の安全基準案をとりまとめ、昨年 2 月 24 日に相手国である豪州政府に日本案を提示し協議を行いました。

今次会合は、昨年 2 月の第 1 回協議に続くもので、タンクの保護要件等第 1 回協議で更に検討することとされた事項について協議を行ったものです。協議の結果、安全基準案について日豪間で合意に達しましたのでお知らせします。

なお、日豪は今回合意した安全基準を、国際的な基準案として IMO に提案することとしています。

記

1. **開催日時・場所** 平成 27 年 2 月 16 日 12:30~16:30 (現地時間) 豪州海事安全局(シドニー)
2. **出席者** アレックス・シュルツアルトマン 豪州海事安全局 船舶安全課長 他
大島 寛 検査測度課危険物輸送対策室長 他

3. 協議概要

液体水素ばら積み船の安全基準について、船型、タンクタイプ、低温性・透過性・可燃限界の広さ等液体水素の物性に応じた特別要件等について協議を行ってきましたが、今次協議でこれら安全基準すべてで合意に至りました。

なお、前回、更に検討することとされた船型要件（タンクの保護要件）については、LNG 船と同等とする日本提案で合意されました。

また、前回協議においても日豪で協力していくこととしていた IMO への提案については、IGC コードの規定に基づき、暫定勧告（Interim Recommendations）としてとりまとめていくべく、本年 9 月の CCC2 への提案に向けて協力していくこととしました。

連絡先	海事局検査測度課
担当	大島、藤田 (内線 44-171、44-173)
代表	03-5253-8111/直通 03-5253-8639
FAX	03-5253-1644

【参考 1】 背景・経緯**①液体水素の輸送プロジェクト**

今後、我が国において水素の需要の拡大が見込まれることから、豪州で液体水素を製造し我が国に大量輸送するプロジェクトが計画されている。このようなプロジェクトは世界でも初めての試みであり、輸送に先立ち安全基準を定めることが必要である。

②国際液化ガス運搬船規則

液化ガスばら積み船の安全基準については、海上人命安全条約(SOLAS 条約)に基づく国際液化ガス運搬船規則(IGC コード)において貨物毎にその危険性に依り規定されている。しかし、液体水素等 IGC コードに規定されていない危険物については、IGC コードの規定により、船舶の旗国(登録国)、荷送国及び荷受国間で安全基準を策定することとなっている。その後、当該要件は、国際海事機関(IMO)に提案され、審議を経て IGC コードにおいて国際基準として規定されることとなる。

なお、IGC コード前文において、新規物質については、まず暫定勧告(Interim Recommendations)として回章することとされている。

③我が国における検討

海事局では一昨年 10 月 3 日、有識者からなる「ばら積み液体危険物運送要件検討 WG」を立ち上げ標記船舶の安全基準に関する検討を行ってきたが、同基準の日本案がまとまったことから前回協議で豪州政府に日本案を提示し協議を行ってきた。

【参考 2】 液体水素ばら積み船の安全基準での主な対象項目

- ・適用すべき船型
- ・カーゴタンクの種類(独立型か否か)
- ・カーゴタンク内部の気相部の制御
- ・貨物蒸気(水素)の検知
- ・液体水素の低温性への対応(材質の選定、周囲空気の液化等への対応等)
- ・水素の透過性への対応(パイプ等からの漏洩防止策、気密性試験の方法等)
- ・水素の拡散性への対応
- ・火災等の危険性への対応(着火源の排除、消火設備の能力等)
- ・その他